

NaI シンチレーションサーベイメータの賃貸借契約書(案)

福岡県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、物品の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 この契約は、乙が乙所有の物品一式を甲の使用に供することを目的とする。

(賃貸借物品)

第 2 条 賃貸借物品は別表のとおりとする。

品名	型番等	数量
NaI シンチレーションサーベイメータ	(落札後記入)	31 台

(契約期間)

第 3 条 本契約の契約期間は、契約日から令和 19 年 2 月 28 日までとする。ただし、
賃貸借物品の賃貸借期間は、令和 9 年 3 月 1 日から令和 19 年 2 月 28 日までとする。

(賃貸借料)

第 4 条 賃貸借に関する契約金額は、総額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
この契約に基づく 1 箇月の賃貸借料は、月額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

ただし、各会計年度における賃貸借料の年額は次のとおりとする
令和 8 年度(令和 8 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和 9 年度(令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで)

金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和 10 年度(令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで)

金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和 11 年度(令和 11 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで)

金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和 12 年度(令和 12 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで)

金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和 13 年度(令和 13 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで)

金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和 14 年度(令和 14 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで)

金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和 15 年度(令和 15 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで)

金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和 16 年度(令和 16 年4月1日から令和 17 年 3 月31日まで)
金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
令和 17 年度(令和 17 年4月1日から令和 18 年 3 月31日まで)
金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
令和 18 年度(令和 18 年4月1日から令和 19 年2月 28 日まで)
金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

(消費税)

第 5 条 税率の改定その他の事由により消費税等の額の算定方法に変更が生じた場合には、当該消費税等の額は変更されるものとする。

2 消費税等の額の調整は、その年度の最終支払のときに行うものとする。

(権利・義務の移転禁止)

第 6 条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(設置場所)

第 7 条 賃貸借物件は、別紙サーベイメータ配備事務所に設置し、保管するものとする。

(損害保険)

第 8 条 乙は、乙の負担において、契約期間中継続して賃貸借物品に動産総合保険を付保するものとし、甲は、盗難等の事故が生じたときは、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第 9 条 甲は、賃貸借物品を善良な管理者の注意をもって管理し、良好な環境保持等に努めるものとする。

(秘密保持)

第 10 条 甲及び乙は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。さらに、自らの利益のために利用してはならない。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第 11 条 甲は、この契約を解除しようとするときは、その 1 箇月前までに書面をもって行うものとする。

2 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、甲は本契約を解除できる。

3 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができるものとし、その額は甲乙

協議して定めるものとする。

(違約金)

第 12 条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によって業務を履行しないときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額(第4条本文中の賃貸借料総額をいう。以下同じ。)の100分の10に相当する額とする。

(遅延損害金)

第 13 条 乙は、甲が定めた期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができない場合においては、甲に対して遅延なくその理由を付して、期限の延長を求めることができる。

2 前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、乙は、違約金として、その延長日数に応じ当該契約金額を基礎に年3パーセントの割合で計算して得た額を甲に支払わなければならない。

(契約違反の処置)

第 14 条 甲及び乙は、相手方がこの契約の債務を履行しない場合に相手方に期限を定めて催告を行った後、その期間内になお履行しない場合、その他この契約条項に違反したときは、文書によってこの契約を解除することができる。

(支払方法)

第 15 条 乙は、この賃貸借物品の使用終了月分の賃貸借料をその翌月以降に甲に請求し、甲は、乙から適法な請求があったときは、その日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第 16 条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、財務規則第170条各号に該当する場合は免除する。

(暴力団排除)

第 17 条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- 二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 乙は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
- 3 乙が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、甲は乙に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（乙が当該委託契約等の当事者でない場合は、乙が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により甲が乙に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、乙が一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、乙が正当な理由がなく甲からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 7 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 8 第6項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

（管轄裁判所）

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（その他）

第19条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有

する。

令和8年 月 日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

乙